

令和7年5月21日

「保険医療機関及び保険医療養担当規制」第五条の三に基づく掲示

**当院は、厚生労働省に対して、  
「入院時食事療養（Ⅰ）」の届け出を行っております**

- 管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は18時以降）、適温で提供しております。

		1食あたりの負担額
一般		510円
低所得者Ⅱ	1年間の入院日数90日まで	240円
	1年間の入院日数91日以降	190円
低所得者Ⅰ		110円

埼玉友草加病院  
院長 大澤 勲